

アクション・プランを実現するための提案について（ハローワーク関係）

平成26年7月 16日

（2014年）

和歌山市

1 提案の概要

和歌山市福祉事務所に、生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住宅支援給付受給者、これらの申請者及び相談者（以下「生活保護受給者等」という。）を対象としたハローワークの職業紹介機能を持つ就労支援窓口「和歌山福祉・就労支援センター」（仮称。以下「センター」という。）を設置し、福祉事務所のケースワーカー及び就労支援員がハローワークと連携し、生活保護受給者等に対する一体的な就労支援を実施する。

2 提案の理由

長引く不況により、倒産やリストラによる失業、非正規雇用の増大、賃下げによる収入減など雇用情勢が悪化する中、和歌山市においても稼働能力を有しながら生活保護を受給する者が増加し、稼働能力に見合った就労に至らないまま生活保護が長期化するケースも多く、このような生活保護受給者に対する就労支援のあり方が課題となっている。

和歌山市では、平成21年度から就労支援員1名を配置して生活保護受給者に対する就労支援を開始し、現在では就労支援担当ケースワーカー2名、就労支援員3名という体制でハローワークと連携して稼働能力のある生活保護受給者を対象に就労支援を行っているが、支援対象者の中には就労意欲の低下が見られる者も多く、また、福祉事務所において地域の雇用情勢の変化や個々の支援対象者の求職活動の実態を把握しきれず、稼働能力に見合った就労になかなか結びつかないのが現状である。

今後、福祉事務所にハローワークの職業紹介機能を持つセンターを設置し、ハローワーク業務と福祉事務所業務の連携と情報共有が進むことで、生活保護受給者等の求職活動の利便性が向上するとともに、生活保護受給者等に対する就労支援の強化が期待できるため、ハローワークと和歌山市の一体的な就労支援の実施を提案する。

3 提案内容

(1) 実施内容

和歌山労働局は、センターに就職支援ナビゲーター（以下「ナビゲーター」という。）、求人情報提供端末及び職業紹介端末を配置し、和歌山市福祉事務所から誘導を受けた支援対象者に対し、職業相談・職業紹介（予約担当者制による個別支援）や求人情報提供端末によるハローワーク求人情報の提供を行う。

和歌山市福祉事務所は、集中的な就労支援が必要と判断される就労支援対象者をセンターに誘導し、センターのナビゲーターが適切な就労支援を行えるように、就労支援対象者に対して必要な指導や指示等を行うなど、センターと連携した効率的かつ効果的な就労支援の実施に努める。

(2) 実施方法

和歌山労働局に事務局を置き、和歌山労働局と和歌山市福祉事務所で組織する運営協議会を設置する。

また、和歌山労働局と和歌山市福祉事務所の間でセンターにて実施する業務の内容、役割分担、実施体制、連携方法等を定めた協定を締結し、これに基づき業務を実施する。

(3) 就労支援対象者

生活保護受給者等のうち、就労支援が必要な者

(4) センターの設置場所

和歌山市福祉事務所内に設置する。

なお、和歌山市の組織改正等に伴い、将来において設置場所等の変更が必要となる場合は、和歌山労働局を通じて国側で確実な予算措置を講じていただきたい。

(5) センターの開設時期

平成26年10月1日を予定している。

センター開設のための求人情報提供端末、職業紹介端末、サーバー等のシステム機器の設置はできる限り早期にお願いしたい。

(6) 実施にかかる必要経費

初期費用及びランニングコスト等、事業実施に係る経費については、和歌山労働局を通じて国において負担するよう求める。詳細については、協議の上、協定書に基づき決定する。